

様式1

助成申請書

2019年7月26日

一般財団法人日本民間公益活動連携機構 殿

申請団体の住所 札幌市中央区北四条西六丁目1番1
毎日札幌会館
申請団体の名称 一般社団法人北海道総合研究
代表者の氏名 理事長 五十嵐 智嘉子
法人番号 4300-05-01079

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 申請団体の名称
一般社団法人北海道総合研究調査会
2. 申請団体の住所
札幌市中央区北四条西六丁目1番1 毎日札幌会館
3. 資金分配団体としての業務を行う事務所の所在地
札幌市中央区北四条西六丁目1番1 毎日札幌会館

欠格事由に関する誓約書

2019年7月26日

一般財団法人日本民間公益活動連携機構 殿

申請団体の名称 一般社団法人北海道総合研究
代表者の氏名 理事長 五十嵐 智嘉子

当団体は、下記1から4のいずれにも該当しないことを確認し、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）」（以下「法」という。第17条第3項に掲げる団体で、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
 - (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。（（5）において同じ。）
 - (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
2. 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
3. 指定活用団体の指定、資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から3年を経過しない団体
4. 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
 - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - (2) この法律の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

業務に関する確認書

2019年7月26日

一般財団法人日本民間公益活動連携機構 殿

申請団体の名称 一般社団法人北海道総合研
代表者の氏名 理事長 五十嵐 智嘉子

当団体は、資金分配団体としての助成の申請を行うに際し、一般財団法人日本民間公益活動連携機構が行う助成対象事業に関して、下記のとおり確認します。

記

1. 資金分配団体に選定された後の当団体の役員の構成が、以下の要件に該当し、助成対象事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
 - (1) 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと（監事についても同様）。
 - (2) 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと（監事についても同様）。
2. 当団体は、資金分配団体に選定された後において、社会的信用を維持する上でふさわしくない業務、又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある業務は行わないこと。
3. 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は次のとおりである。

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

申請書類チェックリスト

申請書類を提出する前に必ず本チェックリストを使って提出書類がそろっているか確認してください。本チェックリストも申請書類と合わせて提出してください。

※□内をクリックするとが付きます。なお、網掛け部分は記入しないでください。

※2019年6月12日改訂版より様式9「役員名簿」が追加されました。

※2019年6月27日改正版より様式10が追加され、様式4「組織基盤確認書」と様式4の根拠となる資料の項目が削除されました。

※2019年7月16日改訂版より、「附属明細書（過去3年分）」は、作成している場合に提出が必須としています。

※2019年7月25日改訂版より、「附属明細書（過去3年分）※作成している場合」「財産目録（過去3年分）※作成している場合」の必須の○を削除しました。「補助率に関する特例申請の理由書」に「(自団体で作成)」を追加されました。

No.	名称	必須	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
様式				
1	助成申請書（様式1）	○	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	事業計画書（様式2）	○	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	資金計画書（様式3）	○	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	組織基盤確認書（様式4） ※様式10に統合されたため提出の必要はありません	⊖	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	欠格事由に関する誓約書（様式5）	○	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	業務に関する確認書（様式6）	○	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	提出書類に関する誓約書（様式7）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	申請書類チェックリスト（様式8）※本紙	○	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	役員名簿（様式9）	○	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	規程類に含める必須項目確認書（様式10）	○	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
様式3に関する書類 ※特例申請する場合は必須				
11	補助率に関する特例申請の理由書（自団体で作成）		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
団体情報に関する書類				
12	定款	○	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	登記事項証明書（発行日から3ヶ月以内の現在事項全部証明書）	○	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14	事業報告書（過去3年分）	○	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
決算報告書類（過去3年分）				
15	貸借対照表（過去3年分）	○	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

16	損益計算書（活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等）（過去3年分）	○	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17	附属明細書（過去3年分）※作成している場合		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18	財産目録（過去3年分）※作成している場合		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19	キャッシュ・フロー計算書（過去3年分） ※作成している場合		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20	収支決算書（過去3年分）※作成している場合		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21	監事及び会計監査人による監査報告書（過去3年分） ※監査を行っている場合		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
規程類				
22	社員総会・評議員会の運営に関する規程	○	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
23	理事会の運営に関する規程	○	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
24	役員及び評議員の報酬等に関する規程	○	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
25	職員の給与等に関する規程	○	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
26	理事の職務権限に関する規程	○	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
27	倫理に関する規程	○	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
28	利益相反防止に関する規程	○	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
29	コンプライアンスに関する規程	○	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
30	公益通報者保護に関する規程	○	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
31	情報公開に関する規程	○	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
32	文書管理に関する規程	○	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
33	リスク管理に関する規程	○	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
34	監事の監査に関する規程	○	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
35	経理に関する規程	○	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
36	組織（事務局）に関する規程	○	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他の参考資料				
	団体パンフレット、広報誌等、参考となる資料があればご提出ください		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

申請書類を全て提出（添付）したことを確認した	<input checked="" type="checkbox"/>
JANPIAのプライバシーポリシーに同意します。	<input checked="" type="checkbox"/>

申請団体名 一般社団法人北海道総合研究調査会

担当者の氏名 ■■■ ■■■

連絡先（TEL） ■■■■■■■■■■■■

E-mail ■■■■■■■■■■■■

様式9 役員名簿

2019年6月24日改訂版

※役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。

※備考欄には、他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）、申請団体における役員としての、今回申請する事業の実施に影響すると考えられる情報を記載ください。

NO.	フリガナ 氏名 (就任年月日)	常勤/非常勤	役職	生年月日	性別	住所	備考
見本	コウボ タロウ 公募 太郎 2019年1月11日	常勤	代表理事				
1	イガラシ チカコ 五十嵐 智嘉子 2012年5月30日	常勤	理事長（代表理事）				
2	ホシノ カツノリ 星野 克紀 2014年5月29日	常勤	理事				
3	トガシ タクミ 富樫 巧 2014年5月29日	常勤	理事				
4	ミカミ ノリヒト 三上 訓人 2018年6月14日	常勤	理事				
5	モリモト マサオ 森本 正夫 1975年10月21日	非常勤	理事				
6	タムラ シュウジ 田村 修二 1999年6月2日	非常勤	理事				
7	ウチダ カズオ 内田 和男 2007年4月3日	非常勤	理事				
8	ササハラ マサヒロ 笹原 晶博 2018年6月14日	非常勤	理事				
9	カマタ ショウイチ 鎌田 昌市 2004年6月2日	非常勤	監事				
10	ミヤザキ ヨシユキ 宮崎 芳幸 2005年5月26日	非常勤	監事				
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

様式10 規程類に含める必須項目確認書

申請団体名 : 一般社団法人北海道総合研究調査会

提出する規程類に以下の必須項目が含まれていることを確認し、別紙「記入例 様式10」に倣って該当箇所を記載してください。

〈注意事項〉

- ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。 <https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html>
- ◎後から提出する規程類に関しては、本様式の「根拠となる規程類、指針等」と「必須項目の該当箇所」の欄は空白でも構いません。
- ◎未提出の規程類は「様式7提出書類に関する誓約書」に基づき、資金提供契約締結前までに提出していただきます。
未提出の規程類を提出する際は、本様式10も再提出してください。

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
●社員総会・評議員会の運営に関する規程			
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	定款	第13条
(2)招集権者		定款	第14条
(3)招集理由		定款	第14条
(4)招集手続		総会運営規則	第3条
(5)決議事項		定款	第12条
(6)決議（過半数か3分の2か）		定款	第17条
(7)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会・社員総会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員・社員を除いた上で行う」という内容を含んでいること		総会運営規則	第15条
(8)議事録の作成		定款	第20条
●理事会の運営に関する規程			
(1)開催時期・頻度	・理事会規則 ・定款	理事会運営規則	第2条
(2)招集権者		定款	第32条
(3)招集理由		理事会運営規則	第4条
(4)招集手続		理事会運営規則	第5条
(5)決議事項		理事会運営規則	第14条
(6)決議（過半数か3分の2か）		定款	第34条
(7)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		定款	第34条
(8)議事録の作成		定款	第35条
●役員及び評議員の報酬等に関する規程			
(1)役員及び評議員(置いている場合のみの)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	役員報酬規程	第5条

(2)報酬の支払い方法	報酬並びに費用に関する規程	役員報酬規程	第5条
●職員の給与等に関する規程			
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	給与規程	第3条
(2)給与の計算方法・支払方法		給与規程	第4条
●理事の職務権限に関する規程			
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	職務権限規程	第3条～第7条
●倫理に関する規程			
(1)基本的人権の尊重	倫理規程	倫理規程	第4条
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		倫理規程	第5条
(3)私的利益追求の禁止		倫理規程	第6条
(4)利益相反等の防止及び開示		倫理規程	第7条
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		倫理規程	第8条
(6)情報開示及び説明責任		倫理規程	第9条
(7)個人情報の保護		倫理規程	第10条
●利益相反防止に関する規程			
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理規程 ・理事会規則 ・役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則 	役員利益相反防止のための自己申告等に関する規程	第3条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		倫理規程	第8条
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織においても内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		倫理規程	第7条
●コンプライアンスに関する規程			
(1)コンプライアンス担当組織 実施等担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	コンプライアンス・マニュアル	3ページ、「3.推進体制」の(1)～(3)
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		コンプライアンス・マニュアル	3ページ、「3.推進体制」の(2)～(3)
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		コンプライアンス・マニュアル	4ページ、「4.違反行為への対応」の(3)
●公益通報者保護に関する規程			
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)		公益通報者保護規程	第4条

(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること	内部通報(ヘルプライン)規程	公益通報者保護規程	第11条
● 情報公開に関する規程			
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	情報公開規程	第7条
● 文書管理に関する規程			
(1)決済手続き	文書管理規程	文書管理規程	第3条
(2)文書の整理、保管		文書管理規程	第8条
(3)保存期間		文書管理規程	第9条
● リスク管理に関する規程			
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	リスク管理規程	第6条
(2)緊急事態の範囲		リスク管理規程	第12条
(3)緊急事態の対応の方針		リスク管理規程	第15条
(4)緊急事態対応の手順		リスク管理規程	第13条
● 監事の監査に関する規程			
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	監事監査規程	第3条~第4条、第6条~第7条
● 経理に関する規程			
(1)区分経理	経理規程	会計処理規程	第4条
(2)会計処理の原則		会計処理規程	第2条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		会計処理規程	第16条~第17条
(4)勘定科目及び帳簿		会計処理規程	第7条~第8条
(5)金銭の出納保管		会計処理規程	第17条
(6)収支予算		会計処理規程	第11条~第14条
(7)決算		会計処理規程	第27条~第30条
● 組織(事務局)に関する規程			
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	組織に関する規程	第2条
(2)職制		組織に関する規程	第3条
(3)職責		組織に関する規程	第4条
(4)事務処理(決裁)		組織に関する規程	第6条~第7条

2019年7月26日

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構 殿

一般社団法人北海道総合研
理事長 五十嵐 智嘉

補助率に関する特例申請の理由書

休眠預金等活用事業の資金分配団体として申請するにあたり、資金計画書上、事業費の補助率を、2019年度、2020年度、2021年度について各100%、2022年度を76.6%として申請いたします。

本事業においては、休眠預金活用を契機として、資金分配団体として自己資金をはじめ、他の金融機関・財団などから積極的に外部資金を呼び込むことが求められていると理解していますが、以下の理由により、少なくとも本事業立ち上げ当初の3年間は自己資金・民間資金について、補助率100%を要望する所存です。

理由1. 社団法人として基金を有しておらず事業費からの支出になること

弊会は、系列や本体を持たない社団法人による独立系シンクタンクです。弊会の活動の趣旨に賛同する会員による会費収入を公益的活動の費用に充てていますが、その割合は、全体事業の1%程度となっています。一般の事業活動は、主に行政機関を発注者とする調査研究事業の受託収入によって成り立っておりますが、近年は精算によって金額が確定する方式（確定精算）になっており、収益を確保して社会的事業に助成するような収益構造にはなっていません。

今後、社会的事業に対して助成・貸付等を行うには、こうした事業構造を見直し、休眠預金と併せて他の財団から基金を受け入れるなどの枠組みを新たに構築することが必要です。

本事業が、わが国で前例のない取組であることに鑑み、弊会においても関係機関の理解を得て資金提供の仕組みを作ることが必要であり、本事業開始当初の自己資金提供を見合わせたいと考えます。

理由2. 今期収支見通しが厳しいこと

上記のような状況下であっても、当期収益に十分な余裕が生じれば資金供出は可能となるところですが、2019年度現段階での見通しは収入および収支差額とも2割から3割減の見通しと厳しく、その余裕がない状況にあります。

ここ10年ほど経営状況は良好に推移してきていますが、今年度は、行政機関の体制や地方創生への取組が調査研究段階から実施段階に移行するなどの変化があり、調査研究事業が十分に受託できる見通しがたっていない状況です。

2019年4月以降は、働き方改革の時流に合わせ、役職員の労働生産性の改善に努めているところですが、十分な効果を発現するまでには至っていません。